

基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）
運用マニュアル

平成 30 年 3 月



関西広域連合
広域防災局

目次

ページ

I	総論	
1	目的	1
2	経緯	1
3	用語の定義	1
4	0次物資拠点の機能	2
5	運営主体	2
6	災害時物資供給に係るタイムライン	4
II	災害への備え（事前準備）	
1	0次物資拠点候補の選定	5
	（1）0次物資拠点候補の選定基準	5
	（2）0次物資拠点候補の選定	5
	（3）その他の施設等との連携	6
2	構成府県の所有する「0次物資拠点」候補地の概要	6
	（1）三木総合防災公園	6
III	災害発生時の対応	
1	0次物資拠点の設置基準	9
2	0次物資拠点開設の流れ	9
3	体制の構築	10
	（1）0次物資拠点の開設	10
	（2）0次物資拠点の運営方法及び留意事項	12
	（3）0次物資拠点機能の移管	20
4	国の関係機関との調整	21
	（1）内閣府、国土交通省など関係省庁との調整	21
	（2）政府現地対策本部との連携体制	22
	（3）堺2区基幹的広域防災拠点との調整	22
IV	0次物資拠点の運営に係る留意点	23
V	経費負担	
1	考え方	24
2	費用請求の流れ	24
3	複数の被災府県が1つの0次物資拠点を使用した場合	24
	【参考1】0次物資拠点にかかる今後の方針（案）	26
	【参考2】0次物資拠点開設タイムライン（例）	28
	【参考3】0次物資拠点関係機関連絡先リスト	29
	【参考4】関西府県の広域物資拠点の立地状況	30

I 総論

1 目的

関西広域連合（以下、「広域連合」という。）では、平成 28 年 8 月に取りまとめた「関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築について（報告）」において、大規模広域災害時等、府県の広域物資拠点の使用不能時等に物流機能を補完するため、「基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）」（以下、「0 次物資拠点」という。）の設置を提言したところであるが、0 次物資拠点の運用マニュアルを策定し、迅速な物資供給体制の確立に資する。

2 経緯

東日本大震災や熊本地震では、県が設定していた 1 次物資拠点が被災し、使用不能となった。その結果、代替施設の確保に時間を要し、物資が滞留したため、被災者の元になかなか行き届かないという事態が生じた。

これらの経験を踏まえ、予め平時において、被災府県の 1 次物資拠点の使用不能時等に備えて機能を代替する施設の確保を図るとともに、施設の開設手順等の運用マニュアルを策定する。

3 用語の定義

用語	説明
1 次物資拠点	府県が運営する府県レベルの広域物資拠点をいい、国や全国から送付される物資を受け入れ、各市町村の 2 次物資拠点又は避難所に搬送する役割を果たす。 救援物資等の配送及び荷卸し、仕分け、登録、在庫管理、分配、積み込み等を行う。
2 次物資拠点	市町村が運営する物資拠点で、府県の 1 次物資拠点から物資を受け入れ、各避難所へ送付する拠点の役割を果たす。 救援物資の荷卸し、仕分け、登録、在庫管理、分配、積み込み等を行う。
0 次物資拠点	被災府県の 1 次物資拠点が使用不能等となった場合に、その代替施設としての役割を担うため、被災府県からの要請を受けて、広域連合が被災地外に設けるもの。
救援物資	国や自治体等から調達される物資。 なお、被災府県からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達・緊急輸送する形態を「プッシュ型支援」、被災者等のニーズに応じて支援する形態を「プル型支援」という。
義援物資	法人又は個人から任意で提供される物資

4 0次物資拠点の機能

南海トラフ地震などの大規模広域災害時等において、被災府県の1次物資拠点が被災することなどにより使用不能に陥った場合、又は、被災府県の1次物資拠点が物資の滞留等により円滑な物資供給を行うことができない場合には、被災府県からの要請を受けて、広域連合が、被災地以外に「0次物資拠点」を開設することにより、被災府県の1次物資拠点の代替施設としての役割を担う。

(1) 国のプッシュ型支援をはじめとする救援物資の受け入れ

0次物資拠点は、被災府県の意向に応じ、被災府県の1次物資拠点の代替施設として、国のプッシュ型支援の第一の搬送先としての対応を行う。

また、全国からの救援物資の受け入れ先としての役割も担う。

(2) 被災府県への搬出

被災府県の1次物資拠点の代替施設であることから、原則として被災市町村の2次物資拠点への搬送を行う。

ただし、被災市町村の2次物資拠点が被災し、拠点の機能を果たせず、かつ2次物資拠点の代替施設がない場合には、被災府県と調整のうえ、0次物資拠点から避難所への直送も検討する。

5 運営主体

被災府県からの依頼を受けて、広域連合が0次物資拠点の開設を調整する。

0次物資拠点開設後、被災府県は運営責任者を0次物資拠点へ派遣する。

広域連合は0次物資拠点に副責任者を置いたうえで、0次物資拠点運営の総合調整を行い、応援府県市とともに0次物資拠点の運営を支援する。

6 災害時物資供給に係るタイムライン

災害時物資供給においては、発災後の時間経過に応じて、大きく「体制の確立（発災直後～24時間程度まで）」「備蓄活用の時期（発災直後から概ね3日目まで）」「プッシュ型支援活用時期（概ね4～7日目まで）」「プル型支援時期（1週間後から概ね1ヶ月程度）」の4種類のフェーズに区分される。大まかなタイムラインは下記のとおり。

各フェーズの特長	発災直後	24時間まで	3日目まで	7日目まで	1ヶ月程度	物資提供の終了
フェーズ① 体制の確立 関係主体の人員、施設・整備、アクセスルート等の被災状況を把握し、連絡通信手段の確保、人員配置、輸送手段確保を実施する。	■					
フェーズ② 備蓄活用の時期 被災地域での各備蓄拠点の現物備蓄の避難所等への配送及び応援団体の備蓄物資の被災地配送を中心に実施する。 国等からのプッシュ型支援を受け入れ体制をこの時期に整える。		■		■ ■		
フェーズ③ プッシュ型支援活用時期 （必要不可欠と想定される災害時物資の確保・提供） 国等からのプッシュ型支援を被災地域で受け入れ、それを避難所で活用する。 配送ルートの継続的な確立、輸送手段の拡大を図り、不定期配送を中心に実施する。			■ ■	■ ■ ■ ■		
フェーズ④ プル型支援時期 避難者等のニーズを把握し、必要な避難所等に必要な品目・数量を確保提供する。 （避難所等のニーズ把握と調達調整体制、配送ルートの確保、輸送手段手配が一定確立することにより、避難所等への定期的・安定的な配送を目指す。）					■ ■ ■ ■	
被災地での市中商品流通機能の回復						■

※ 救援物資の供給にあたっては、民間物流事業者のノウハウを最大限活用できるよう配慮するが、民間物流事業者の被災状況等によっては、発災直後には民間物流事業者の協力を得ることができない場合もある。その場合であっても、被災者の食事提供等必要不可欠な業務があることを鑑み、行政職員でも対応ができるように事前準備を行う必要がある。

II 災害への備え（事前準備）

1 0次物資拠点候補の選定

(1) 0次物資拠点候補の選定基準

視点	基準
① 立地	ア 原則として津波浸水エリア外に立地していること
	イ 緊急輸送ルート上若しくはその近傍であること (緊急輸送ルートの近傍において拠点を選定することが困難な場合は、緊急輸送ルートまでの距離がいたずらに長くないよう配慮)
② 構造	ア 新耐震基準に適合した施設であること (昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設も可)
	イ 上屋又はアーケード施設(物資の荷捌き、一時保管を行う施設)及び敷地が十分な荷捌きスペースを有すること (屋根があること又はエアテント等の代替措置による場合も可)
	ウ フォークリフト等を利用できるよう、床の強度が十分であること
	エ 12mトラック(大型)が接車できる又は建物内に入れること
③ 設備	ア フォークリフト等を容易に調達できること
	イ 非常用電源を確保できること

(2) 0次物資拠点の選定

① 広域連合を構成する府県(以下、「構成府県」という。)の所有する1次物資拠点を「0次物資拠点」として使用する場合

構成府県と協議の結果、(1)の選定基準を概ね満たす施設として、兵庫県の「三木総合防災公園(三木市)」を0次物資拠点の候補地として選定する。

なお、その他の構成府県の1次物資拠点についても、0次物資拠点としての使用可否の調整が進んだものから順次、それぞれの施設の具体的使用方法についての検討を進める。

② 民間物流事業者の倉庫・物流拠点を「0次物資拠点」として使用する場合

ア 民間物流事業者の物流拠点・物流ターミナルでの「0次物資拠点」としての運営
大規模広域災害発生後、民間物流事業者が所有する物流拠点・物流ターミナル等において、0次物資拠点機能をカバーできる状況にある場合は、民間物流事業者のノウハウを最大限に活用するため、民間物流事業者と調整を行う。

イ 上記ア以外の民間倉庫等の活用

国土交通省近畿運輸局(以下、「近畿運輸局」という。)による民間倉庫調査結果を参考に、広域連合管内にある民間倉庫を0次物資拠点として使用できるか、近畿運輸局、被災府県及び当該倉庫を所有する民間物流事業者と調整し、民間倉庫の0次物資拠点としての使用を検討する。

(3) その他の施設等との連携

0次物資拠点の開設にあたっては、国が整備した堺2区基幹的広域防災拠点（大阪府堺市）の被災状況や開設状況等を踏まえ、国と連携・調整を図る。

また、平成29年度に近畿運輸局が設置している「東海・東南海・南海地震の災害に強い物流協議会」の多モード物流調査事業の検討にもあるように、舞鶴港や大阪国際空港を活用した配送ルートを想定し、これらの施設とも連携を図り、物資を迅速に供給する。

2 構成府県の所有する「0次物資拠点」候補地の概要

施設名		三木総合防災公園
所有者（管理者）		兵庫県
住所		三木市志染町三津田 1708
施設概要	施設名	三木総合防災公園
	施設の管理者	兵庫県
	平常時の作業時間、曜日	9:00～17:00 1/1～3、12/29～31を除き開園
位置アクセス	施設の所在地	三木市志染町三津田 1708
	施設の海拔	海拔 121m
	高速 IC からの距離と所要時間	約 3 km、車で約 5 分
	拠点付近の道路の幅員	前面道路：県道 83 号線 片側 2 車線
	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の情報	陸上自衛隊 姫路駐屯地・青野原駐屯地 大阪空港、神戸空港
施設の態様・規模	災害時稼働可能時間	24 時間
	屋根の有無及び雨天対応の可否	陸上競技場・・・屋根無し ビーンズ・ドーム・・・屋根有り
	建屋の階数	陸上（備蓄）5,000 m ²
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）	エレベーター無し
	新耐震基準対応可否	可
	床の強度（フォークリフト使用可否）	可
	トラックの施設内進入の可否	否
	トラック進入経路 （入口、出口別）	陸上競技場外周 入口、出口は同じ
	施設全体規模	陸上 22,000 m ² ビーンズ・ドーム 16,000 m ²
	トラック待機スペース面積	
	大型車換算【※1】	36 台
	中型車換算【※1】	普通車 2,000 台
	荷捌きスペース（平時）	800 m ²
	荷捌きスペース（災害時）	8,800 m ² （保管スペース含）
	保管スペース（平時）【※2】	無
保管スペース（災害時）【※2】	8,800 m ² （荷捌きスペース含）	

施設名		三木総合防災公園
施設の態様 ・規模	非常電源の有無	有
	接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	横付け可、4台
	へり離発着の可否	可（3か所） 平時（1か所）
	へり離発着場の広さ	72,000 m ² （平時の 41,000 m ² 含）
設備・備品	シャッターの種類	手動
	手動による開閉の可否	可
	フォークリフトの配備台数（平常時）	5台
	フォークリフトの配備台数（災害発生時）	5台
	照明の有無	有
	冷蔵品への対応可否（容量）	否
	平常時の連絡手段（固定電話、衛星電話、FAX）	固定 0794-85-8408
	非常時の通信手段の有無（固定電話、衛星電話、FAX）	衛星電話
	パレットの保有枚数（平常時使用可能枚数）	5,000枚
	パレットの保有枚数（災害発生時使用可能枚数）	5,000枚
	保有するテントの張数とサイズ	397張
	保有する防水用ブルーシートの枚数とサイズ	3,825枚 3.6m×5.4m
データ作成日（更新日）		2018. 3. 9

【※1】 待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考

大型車：全長 11990 mm×全幅 2490 mm×全高 3790 mm 駐車面積 45 m²

中型車：全長 8540 mm×全幅 2280 mm×全高 3500 mm 駐車面積 25～35 m²

【※2】 荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出出可能な面積

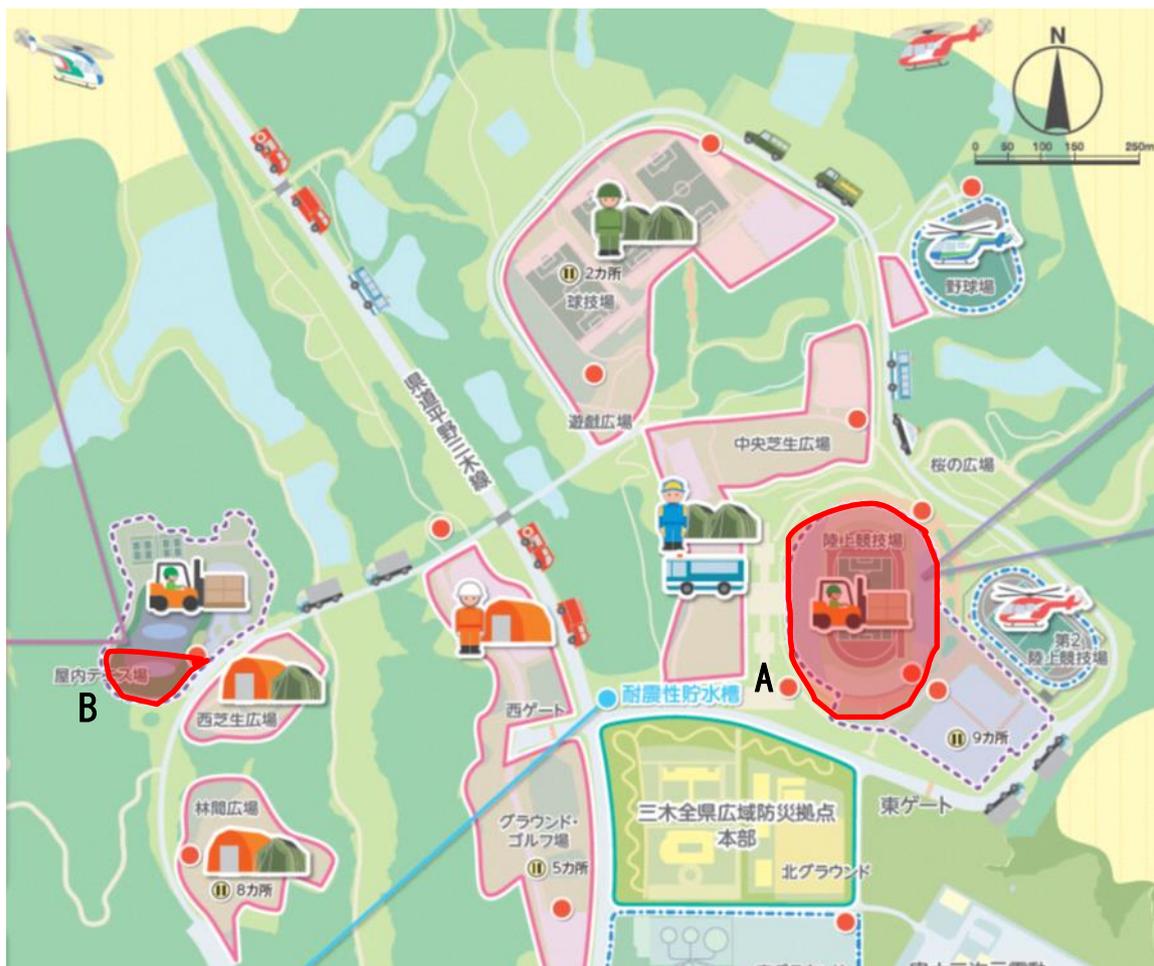
(1) 三木総合防災公園

① 0次物資拠点候補場所

ゾーニング図A、B

エリア名		場 所	備 考
A	陸上競技場 エリア 43,000 m ²	陸上競技場 22,000 m ²	備蓄倉庫 5,000m ² （バック、北、南スタンド下） 物資集配オペレーション室： 大会運営室 130m ²
		同 メイン駐車場 13,000 m ²	
		同 東側芝生及び通路広場 8,000 m ²	
		※ 主として備蓄物資、大口物資の集配業務を行うエリア	
B	テニスコート エリア（ビ ーンズド ーム）	屋内テニス場16,000 m ² のうち、トラック出入口等が確保できる南側半分 約4,000 m ²	物資集配オペレーション室： 屋内テニス場会議室 70m ²
		※ 主として陸上競技場の補助的機能を想定する。	

【ゾーニング図】



【災害時の機能】

- ① 県内外から搬入される物資及び資機材を集積、仕分け、配送する兵庫県1次物資拠点機能
- ② 実動機関（消防、警察等）の一時滞在地（宿营地）としての機能
- ③ ビーンズドームは、三木市の2次避難所としての機能
- ④ 広域連合の調整する0次物資拠点としての機能

- ・ 災害時には、上記①～④の役割が想定されることから、兵庫県広域防災センター長は、上記の機能を調整の上、使用を決定するものとする。
- ・ 0次物資拠点の使用にあたっては、陸上競技場エリア(A)の競技場スタンド下倉庫のうち、兵庫県の備蓄物資が保管されていないスペースを中心に使用することとし、テニスコートエリア(B)は、2次避難所としての利用がなく、物資拠点の活用ができる場合、陸上競技場の補助的機能を果たすものとする。

なお、具体的な使用方法については、後述「Ⅲ 災害発生時の対応」の「0次物資拠点内の搬出・搬入予定ルート」等で定める。

Ⅲ 災害発生時の対応

大規模広域災害発生時に0次物資拠点を開設する場合の初動の流れは以下のとおりである。

1 0次物資拠点の設置基準

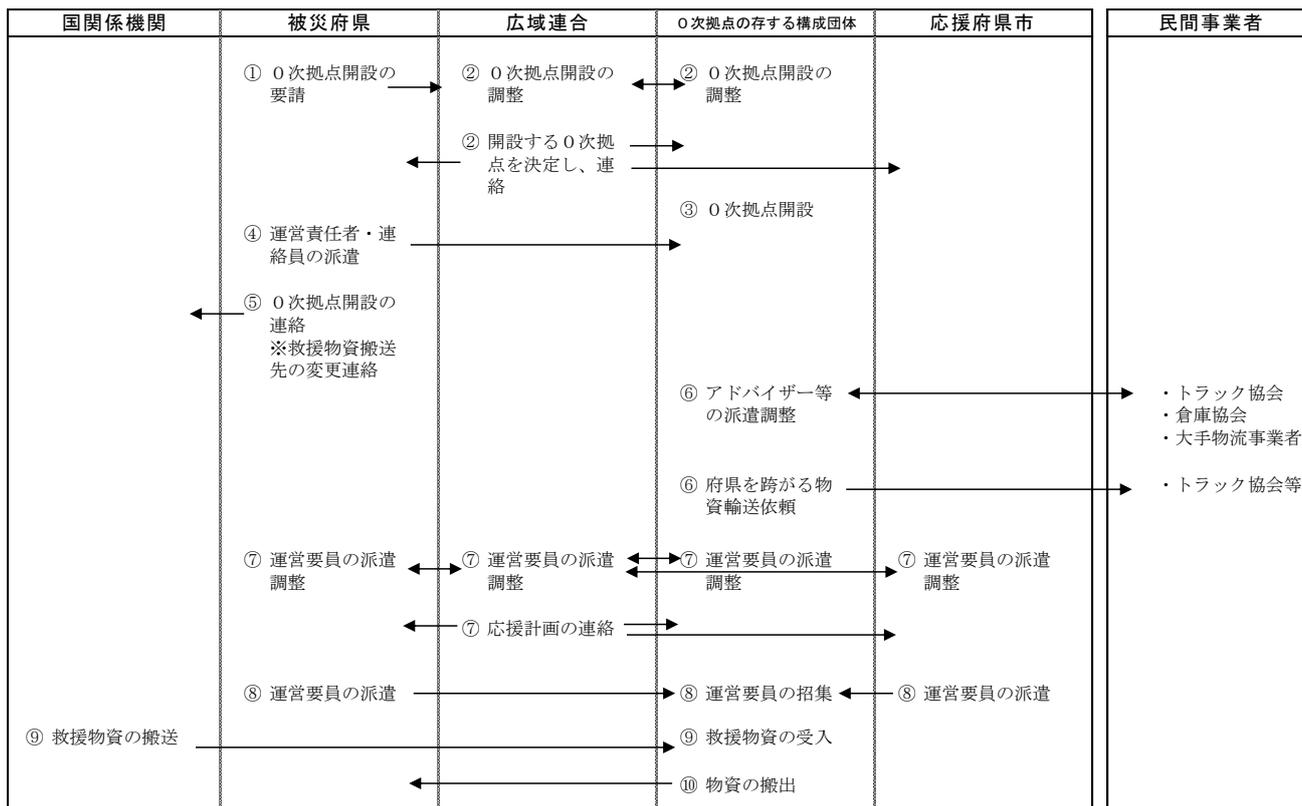
広域連合の管内で震度6弱以上の地震、大津波警報の発表、風水害等の発生、その他不測の事態等により大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、以下に掲げるいずれかに該当する場合で、かつ、被災府県から広域連合に0次物資拠点の開設の要請があったときに0次物資拠点を開設する。

- ① 被災府県の1次物資拠点が使用不能に陥った場合
- ② 被災府県の1次物資拠点のみでは、受け入れ容量等を超えて円滑な物資供給を行うことができない場合

2 0次物資拠点開設の流れ

- ① 被災府県は、1次物資拠点が使用不能又は不足し、その1次物資拠点の代替等が必要となることを確認した場合、被災府県外に代替施設を確保するため、広域連合へ要請を行う。
- ② 広域連合は、被災府県の被災状況又は被災府県との距離や交通状況等を踏まえ、0次物資拠点の存する府県と調整の上、開設する0次物資拠点を決定し、被災府県及び当該0次物資拠点の存する府県及びその他の応援府県市に連絡する。
- ③ 連絡を受けた0次物資拠点を存する府県は、0次物資拠点を開設する。
- ④ 被災府県は、被災府県災害対策本部と0次物資拠点との円滑な連絡体制を構築するため、0次物資拠点に運営責任者と連絡員を原則として直ちに派遣する。
- ⑤ 被災府県は、0次物資拠点が開設したことを関係機関に報告する。
特に、救援物資の搬入先について、0次物資拠点へ変更するよう国との調整を行う。
- ⑥ 0次物資拠点の存する府県は、自府県トラック協会、倉庫協会及び民間物流事業者へ0次物資拠点へのアドバイザー派遣の協力を求める。また、府県を跨がる物資輸送について、自府県トラック協会等へ協力依頼を行う。
- ⑦ 広域連合は、0次物資拠点の運営要員を確保するため、被災府県、0次物資拠点の存する府県及びその他の応援府県市に派遣可能人数を確認の上、応援計画書を作成し、連絡する。
- ⑧ ⑦の連絡を受けた被災府県、0次物資拠点の存する府県及び他の応援府県市は、応援計画書に基づき、0次物資拠点へ運営要員を派遣する。
- ⑨ 被災府県は、0次物資拠点の存する府県の協力を得て、0次物資拠点において、救援物資の受け入れを行う。
- ⑩ 0次物資拠点の存する府県及び被災府県は、民間物流事業者からの協力を得て、0次物資拠点から被災府県内の使用可能な広域物資拠点又は2次物資拠点に向け、物資を搬出する。

【オペレーション図（業務フロー図）】



3 体制の構築

(1) 0次物資拠点の開設

① 0次物資拠点の開設手順

0次物資拠点を開設する場合、原則として、当該施設管理職員が門扉・施設の解錠を行う。休日・夜間の拠点本部設置時における門扉・施設の解錠は、当該施設管理者の指示のもと行なう。

0次物資拠点の開設が決定されたら、被災府県は、0次物資拠点運営責任者及び連絡員を0次物資拠点に派遣する。

なお、0次物資拠点運営責任者が0次物資拠点に到着するまでの間は、0次物資拠点の存する府県が暫定的に運用する。

② 各府県トラック協会及び倉庫協会との調整

被災府県トラック協会が自府県内物流に忙殺されることが想定されるため、応援府県及び0次物資拠点の存する府県は自府県トラック協会等と調整を行い、府県を跨がる物資輸送等についても協力を依頼する。

また、災害応援業務にあたる民間物流事業者の割り振り調整について、各府県トラック協会及び倉庫協会に依頼する。

P.12の「(2) 0次物資拠点の運営方法及び留意事項」の「① 0次物資拠点運営体制」に記載する「運営パターン1」においては、行政職員を中心に0次物資拠点の運営を行うことになるが、車両手配や倉庫管理等については、専門知識を要することから、各府県トラック協会、倉庫協会及び民間物流事業者へアドバイザー派遣の働きかけを行い、協力を求める。

③ フォークリフト等の確保

0次物資拠点からの物資は、多くがパレットに積み付けされた状態で搬出されるため、0次物資拠点の運営において、フォークリフトの使用は必要不可欠であることから、平時から0次物資拠点に備え付けられているフォークリフトに加え、災害時に施設以外からフォークリフトやパレット等の機材を調達できるよう、平素から民間事業者との連携・協力等により調達手段を確保する。

また、0次物資拠点の既存倉庫だけでは対応しきれない場合は、民間事業者等の協力を得て、エアテント等大型テントの確保を進めることとし、大型テントの調達について、平時から民間事業者と協定を締結するなど迅速な調達体制の確立を図る。

④ 情報通信手段

0次物資拠点においては、大きな被災はないものと想定されるので、平時に設置されている電話回線、FAX回線等を基本として使用する。

被災により電話回線等が不通又はつながりにくい状況の場合には、衛星携帯電話を活用することとし、0次物資拠点の存する府県が衛星携帯電話の調達を行うものとする。

設置されている電話回線等だけでは不足する場合には、0次物資拠点の存する府県において、必要数の通信、モバイル環境（臨時電話回線の敷設・設置、インターネットWi-Fi環境等）を確保する。

また、国の物資調達・輸送調整等支援システム及び広域連合応援・受援調整支援システムを活用できるよう、0次物資拠点の存する府県は、これらのシステムを利用できる環境を整備する。

なお、0次物資拠点の情報処理を行うために必要なパソコン及びプリンター、ポケットWi-Fi等は、広域連合が平時から施設に配置するよう努め、0次物資拠点の存する府県において、その備品管理を行う。

⑤ 被災状況及び交通情報等の必要情報の把握

0次物資拠点周辺の被災状況や交通情報等については、実走による把握・道路管理者への確認等により、最寄りの高速道路IC等主要アクセスポイントや主要アクセスポイントから主な関係機関までの輸送経路については、0次物資拠点を所管する構成団体の災害対策（支援）本部又は道路管理者に確認（HPの閲覧又は電話等）し、輸送経路を把握する。

⑥ 0次物資拠点周辺の通行制限

0次物資拠点周辺のアクセス道路の通行を円滑にするため、0次物資拠点の存する府県は、必要に応じて0次物資拠点所管の警察署と協議を行い、当該道路の通行制限を依頼する。

特に、0次物資拠点開設直後は、各地から大量の物資が搬入されることが想定されるため、搬入待ちトラックの渋滞が0次物資拠点アクセス道路に伸びることがないように、総務班（P.13以降に班体制を記載）は交通整理等に留意する。

⑦ 0次物資拠点敷地内の動線確保

配送業者等の活動の動線を確保するため、通行障害となる拠点内のバリカー等を撤去するとともに、必要に応じて拠点内の道路・園路を一方通行にするなどして、拠点内移動を円滑にできるよう調整するとともに、搬入・搬出トラックの交通整理等を行う。

(2) 0次物資拠点の運営方法及び留意事項

① 0次物資拠点運営体制

各0次物資拠点の運営については、以下の3つの運営パターンを想定し、個別の物流企業と予め協定を締結する等して、0次物資拠点開設時の委託運営体制の早期確立に向けて平時から整備を進める。

区分	運営体制	0次物資拠点設置場所
パターン1	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後で、民間物流事業者が運営にすぐには入れないことを想定し、行政職員中心で運営 民間物流事業者からアドバイザー等の派遣を受けた上で、助言を受けて運営 	被災府県外の1次物資拠点(三木総合運動公園)
パターン2	0次物資拠点の運営のうち、物資搬入、仕分け、搬出など大部分の業務を民間物流事業者に委託して運営	
パターン3	民間物流事業者の物流拠点・物流センター等において「0次物資拠点」の機能をすべて実施 ※ 想定イメージ:熊本地震の日通鳥栖流通センター	民間の物流拠点・物流センター

発災直後はパターン1により運営を行い、その後の状況によりパターン2からパターン3へと運営体制を移行する。

また、これと並行して、民間物流事業者のノウハウを最大限発揮できるパターン3についても、被災状況及び個別の物流企業の状況により運営が可能と判断される場合には、速やかに運営体制の構築を進める。

【熊本地震における事例】

熊本地震では、熊本県、熊本市、益城町の各拠点を民間物流事業者に委託して運営を行った。関西でも、有事において物流業務を行う民間物流事業者に物資拠点の運営及び物資輸送業務等を委託できるよう、平素から協定条件等の調整を図る必要がある。

また、物資拠点の運営の中では、フォークリフト運転手の不在により、物資の積み下ろし等に支障を来した事例もあることから、広域連合構成府県市職員にフォークリフトの運転技能講習の受講を促進し、必要な人材育成を進める。

(パターン1) 行政職員を中心に0次物資拠点の運営を行う場合

- ・ 発災直後で、民間物流事業者が運営にすぐには入れないときの運営期間。
- ・ 民間物流事業者からアドバイザー等の派遣を受け、行政職員が中心となり運営を行う。
- ・ 被災府県は、原則として、ただちに責任者、責任者補佐(連絡員)及び職員等を0次物資拠点へ派遣する。総務班、管理班、作業班に被災府県から派遣する職員は、各班のリーダー的な役割を中心に担う(班体制は以下に記載)。
- ・ 広域連合は副責任者を派遣し、0次物資拠点運営に係る総合調整を行う。

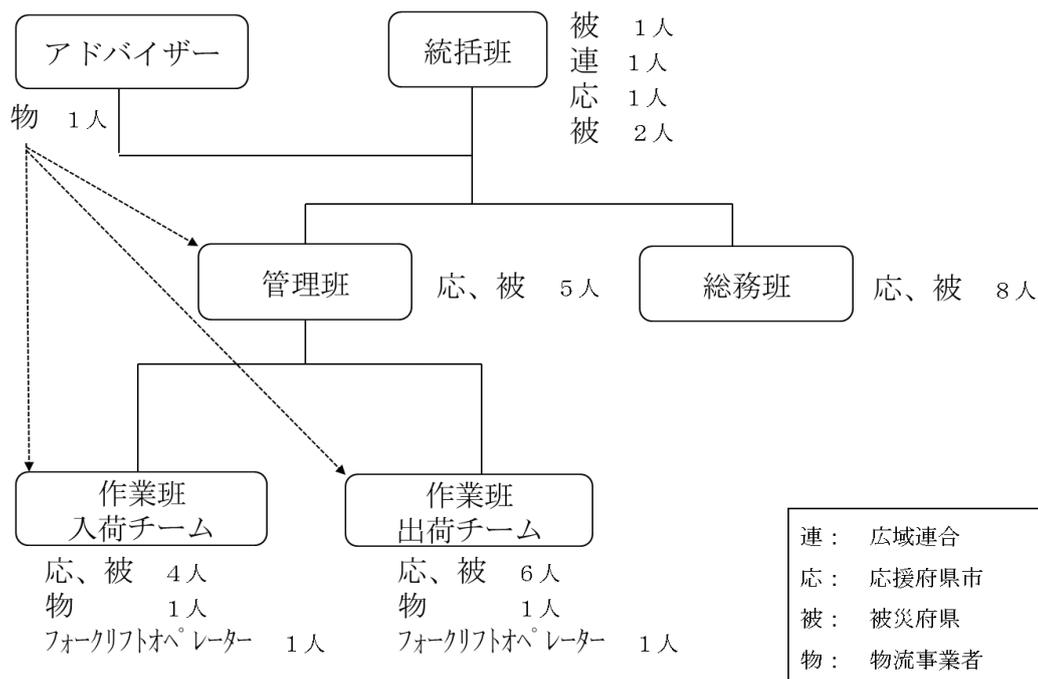
- ・複数の府県が被災した場合は、原則として、先に0次物資拠点の使用を決定した被災府県職員が運営責任者となり、それ以降に使用を決めた被災府県職員の派遣者を副責任者とする。

班・チーム	標準定員	業務	備考
統括班			
責任者	1 (1) ※1	0次物資拠点の運営責任者	・被災府県の派遣者 【暫定期間】 ・施設管理責任者 (0次物資拠点の存する府県職員)
副責任者	1	副責任者として0次物資拠点運営に係る総合調整	・広域連合職員
	1	拠点施設を熟知した施設管理者が施設運用をサポート	・施設管理責任者
	※2	(被災府県が複数の場合)	
責任者補佐 (連絡員)	2	被災府県災害対策本部との連絡調整	・被災府県の派遣者
	※2	(被災府県が複数の場合)	
総務班	8 (5)	0次物資拠点を運営するために必要な兵站部分の調整 ① 0次物資拠点施設の管理運営(警備も含む) ② 職員の確保・調整 ③ 食料等生活基盤の確保等	・0次物資拠点の存する府県職員 ・応援府県市の派遣職員 ・被災府県の派遣職員 【暫定期間】 ・0次物資拠点の存する府県職員
管理班	5 (5) アドバイザー 1	・車両等の調整・受付(受領印の押印等) ・拠点内の情報の一元管理 ・被災府県災害対策本部との入出庫等連絡調整 ・在庫量の管理 ・作業班との連絡調整	・0次物資拠点の存する府県職員 ・応援府県市の派遣職員 ・被災府県の派遣職員 ・0次物資拠点の存する府県トラック協会又は民間物流事業者からアドバイザー等を派遣
作業班 (入荷チーム)	4 (2) フォークリフトオペレーター 1 アドバイザー 1 ※出荷管理兼務	・入庫業務の把握 ・入庫に伴う作業(荷下ろし・検品・保管等) ・管理班との連絡調整	【暫定期間】 ・0次物資拠点の存する府県職員
作業班 (出荷チーム)	6 (3) フォークリフトオペレーター 1 アドバイザー 1 ※入荷管理兼務	・出荷業務の把握 ・出荷に伴う作業(荷捌き・積み込み等) ・管理班との連絡調整	

※1 () は、発災直後に被災府県から0次物資拠点へ職員を派遣している間の、暫定期間における配置を示す。

※2 被災府県が複数の場合は、責任者を担う被災府県以外の被災府県も副責任者を1名、責任者補佐(連絡員)を2名派遣する。

【パターン1 体制図】



（パターン2）民間物流事業者が0次物資拠点の運営を行う場合

- ・民間物流事業者による0次物資拠点の運営が可能となったからの期間。

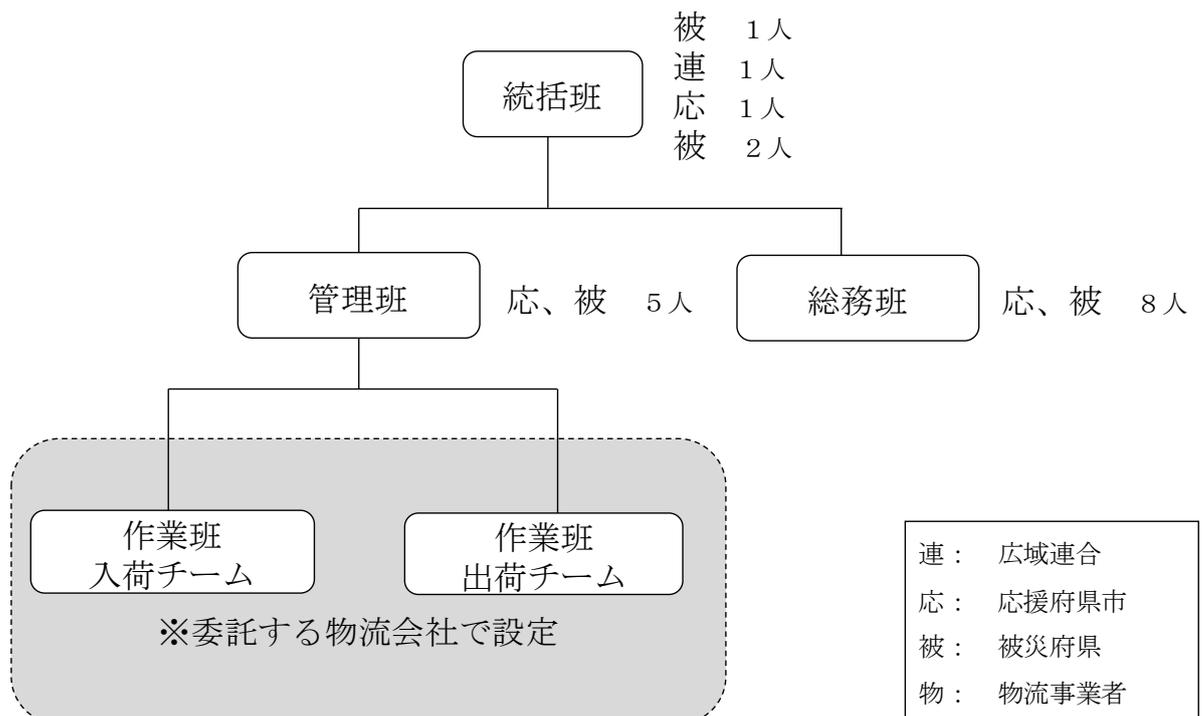
班・チーム	標準定員	業務	備考
統括班			
責任者	1 (1) ※1	0次物資拠点の運営責任者	・被災府県の派遣者 【暫定期間】 ・施設管理責任者 (0次物資拠点の存する府県職員)
副責任者	1	副責任者として0次物資拠点運営に係る総合調整	・広域連合職員
	1	拠点施設を熟知した施設管理者が施設運用をサポート	・施設管理責任者
	※2	(被災府県が複数の場合)	
責任者補佐 (連絡員)	2	被災府県災害対策本部との連絡調整	・被災府県の派遣者
	※2	(被災府県が複数の場合)	
総務班	8	0次物資拠点を運営するために必要な兵站部分の調整 ① 0次物資拠点施設の管理運営(警備も含む) ② 職員の確保・調整 ③ 食料等生活基盤の確保等	・0次物資拠点の存する府県職員 ・応援府県市の派遣職員 ・被災府県の派遣職員 【暫定期間】 ・0次物資拠点の存する府県職員

班・チーム	標準定員	業務	備考
管理班	5	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等の調整・受付（受領印の押印等） ・拠点内の情報の一元管理 ・被災府県災害対策本部との入出庫等連絡調整 ・在庫量の管理 ・作業班との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・0次物資拠点の存する府県職員 ・応援府県市の派遣職員 ・被災府県の派遣職員 【暫定期間】 <ul style="list-style-type: none"> ・0次物資拠点の存する府県職員
作業班 (入荷チーム)	委託する民間物流事業者で設定	<ul style="list-style-type: none"> ・入庫業務の把握 ・入庫に伴う作業（荷下ろし・検品・保管等） ・管理班との連絡調整 	委託する民間物流事業者職員
作業班 (出荷チーム)		<ul style="list-style-type: none"> ・出荷業務の把握 ・出荷に伴う作業（荷捌き・積み込み等） ・管理班との連絡調整 	

※1 () は、発災直後に被災府県から0次物資拠点へ職員を派遣している間の、暫定期間における配置を示す。

※2 被災府県が複数の場合は、責任者を担う被災府県以外の被災府県も副責任者を1名、責任者補佐（連絡員）を2名派遣する。

【パターン2 体制図】



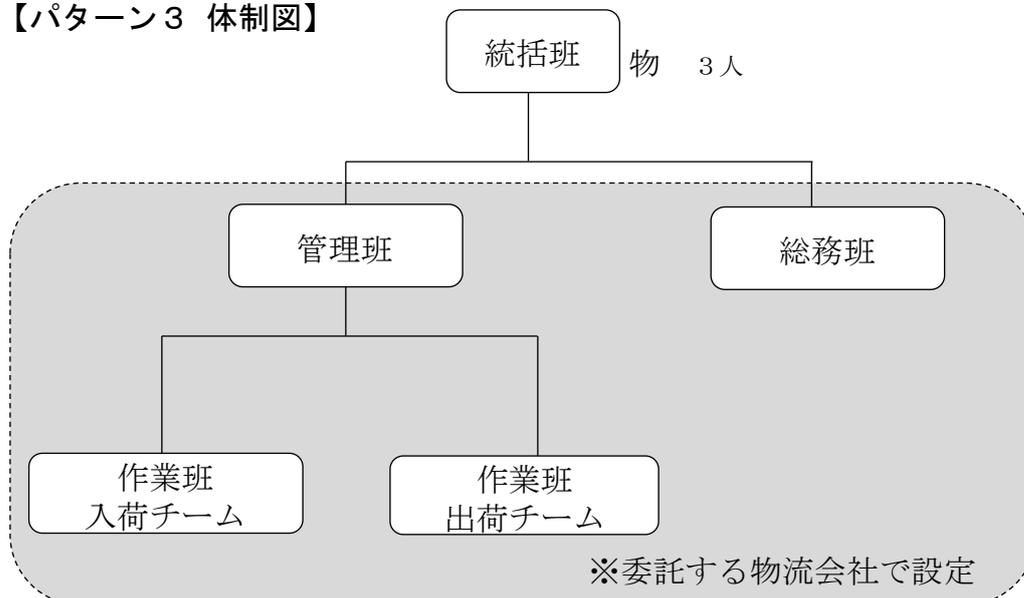
(パターン3) 民間物流事業者の物流拠点・物流センター等において全て対応可能な場合

・被災府県の災害対策本部との連携を図りつつ、民間物流事業者が主体となって運営。

※ 想定イメージ 熊本地震における日通鳥栖流通センター

班・チーム	標準定員	業務	備考
統括班			
責任者	1	0次物資拠点の運営責任者	民間物流拠点・物流センター等の責任者 委託する民間物流事業者職員
責任者補佐 (連絡員)	2	被災府県災害対策本部との連絡調整	
総務班	委託する民間物流事業者で設定	0次物資拠点を運営するために必要な兵站部分の調整 ① 0次物資拠点施設の管理運営(警備も含む) ② 職員の確保・調整 ③ 食料等生活基盤の確保等	
管理班		・車両等の調整・受付(受領印の押印等) ・拠点内の情報の一元管理 ・被災府県災害対策本部との入出庫等連絡調整 ・在庫量の管理 ・作業班との連絡調整	
作業班(入荷チーム)		・入庫業務の把握 ・入庫に伴う作業(荷下ろし・検品・保管等)、管理班との連絡調整	
作業班(出荷チーム)		・出荷業務の把握、出荷に伴う作業(荷捌き・積み込み等) ・管理班との連絡調整	

【パターン3 体制図】



物： 物流事業者

② 0次物資拠点運営要員の確保

0次物資拠点の運営要員は、開設時に、広域連合が被災府県、0次物資拠点の存する府県及びその他の応援府県市に派遣可能人数を確認のうえ、応援計画書を作成し、交代要員も含めた派遣割り当てを行う。

0次物資拠点開設後に運営要員の不足が生じた場合、総務班は直ちに運営要員派遣の調整を広域連合へ依頼する。

③ 0次物資拠点における物資調整情報の入手

0次物資拠点では、被災府県災害対策本部で調整された物資の搬出入が中心となるため、管理班が事前に物資の数量・トラックの台数等の情報を入手し、受け入れ等に備える。

救援物資の受け入れ調整は被災府県が中心となることから、ID及びパスワードを共有し、国によるプッシュ型支援及びプル型支援の受け入れに関する情報の入手について、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

また、広域連合の構成団体間の物資調整状況は、広域連合応援・受援調整支援システム等を活用し、スムーズに状況把握できるよう留意する。

④ 0次物資拠点の運営時間

発災直後から約7日までの間は、物資拠点の立ち上げ、プッシュ型支援の受け入れ、被災地への物資搬送など業務が集中することが想定されることから、0次物資拠点の運営時間は24時間運営を行い、職員の2交代制で対応する。勤務体制については、職員の参集状況等を鑑み、必要に応じて3交代制とする。

その後、0次物資拠点の運営が軌道に乗り、業務が落ち着いてくると見込まれる8日以降は、6:00~18:00までの運営時間とし、それ以外の時間は、警備員を配置し、施設管理を行う。

⑤ 0次物資拠点内の物資配置

物資配置については、支援形態やフェーズにより変化することが想定されるため、その時々々の支援形態等に合わせたレイアウトとなるよう留意するとともに、民間物流事業者から派遣されたアドバイザー等の助言を受けながら、柔軟に対応する。

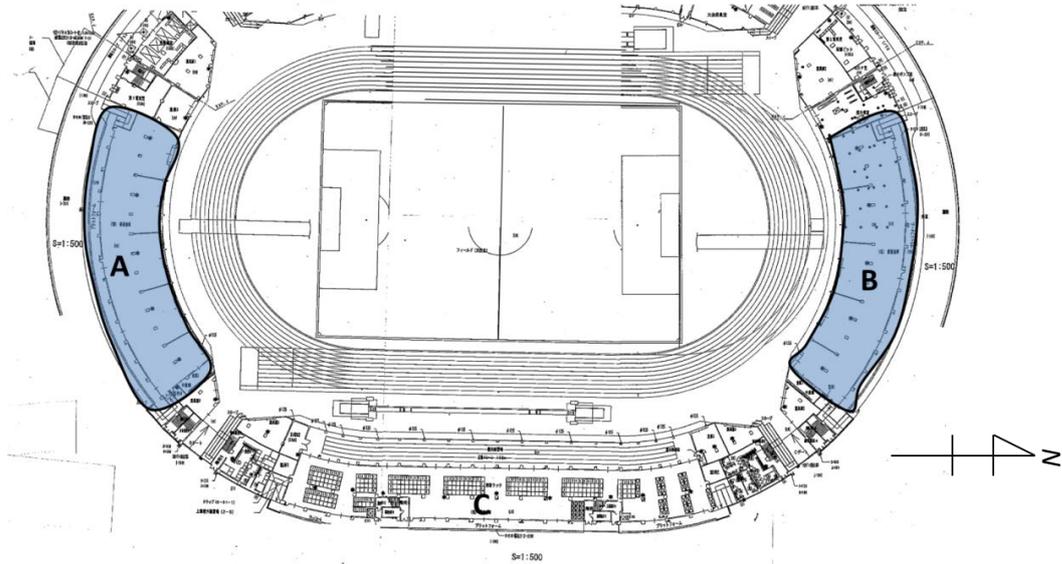
また、物資の保管場所を一見して把握できるよう、看板を設置する等、物資配置の見える化を推進する。

⑥ 0次物資拠点内の搬出・搬入予定ルート

施設内にトラックを乗り入れる際は、敷鉄板やコンパネで養生を行う等、0次物資拠点として利用した後できるだけ早期に、元の施設としての利用を再開できるよう努める。

〈三木総合防災公園 陸上競技場の活用〉

ア 既存倉庫で対応する場合

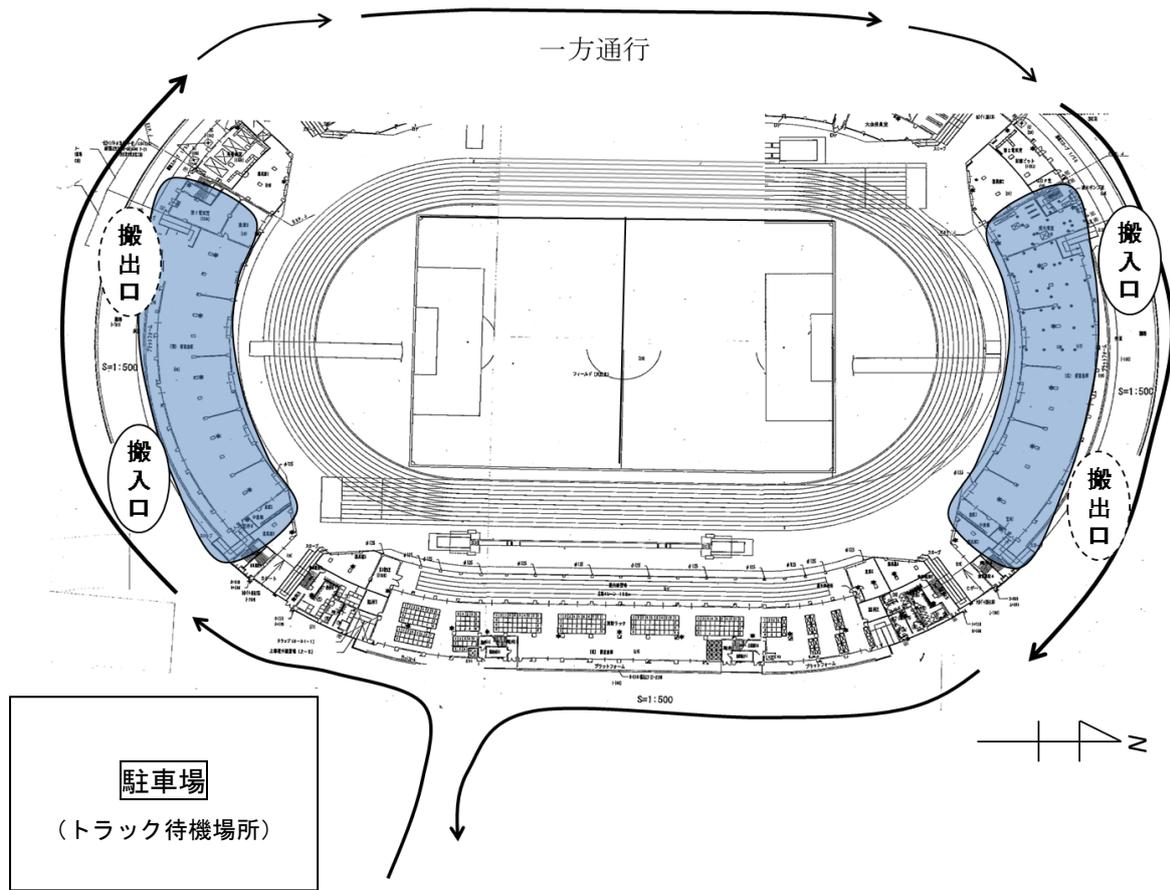


- 陸上競技場スタンド下倉庫のうち、空きスペースとなっているA及びBを活用する（各 1,500 m²）。
 - ※ 兵庫県の備蓄物資を全て拠出した後、スペースが空けばCゾーン（2,000 m²）についても0次物資拠点として活用。なお、Cゾーンには、パレット積載物資保管用のラックが固定されている。
- また、陸上競技場の倉庫部分だけでは容量が不足する場合、テニスコート（ビーンズドーム）が使用可能な状況であれば、テニスコートについても活用する。

（搬出入ルート〈全体図〉）



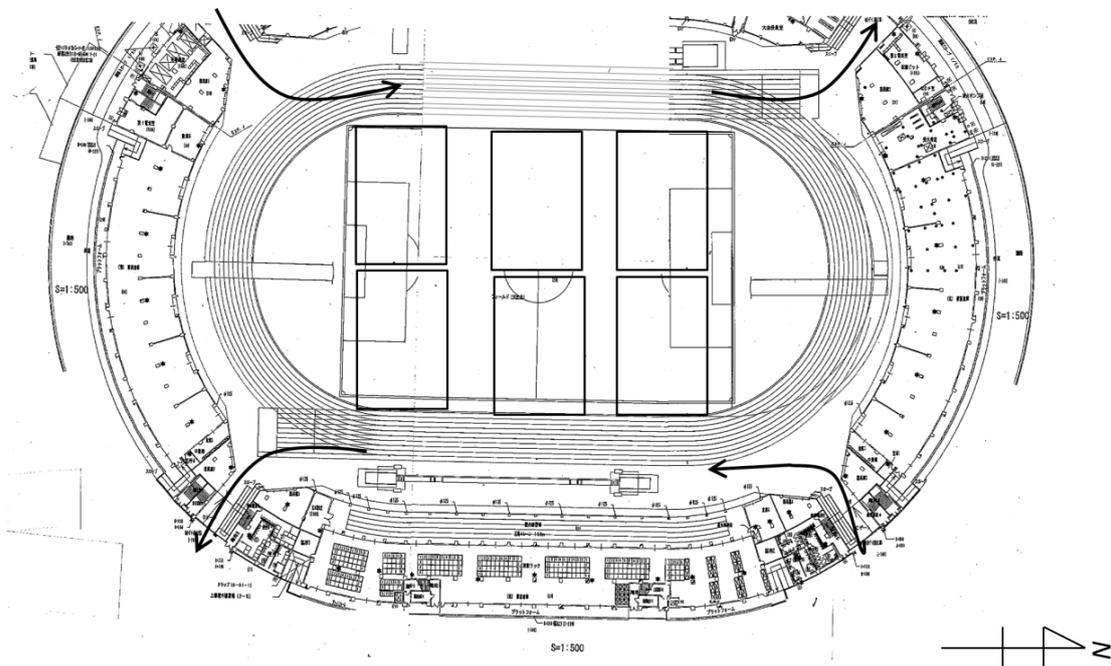
(搬出入ルート)



イ 既存倉庫で対応しきれない場合

競技場中心のグラウンド部分にエアテント等を設置することで対応。

(搬出入ルート)



⑦ 義援物資の取り扱い

義援物資については、混載等により、仕分けオペレーションが煩雑になるなどの可能性が高いことから、原則として0次物資拠点では取り扱わないこととし、その旨広報を行う。ただし、被災府県が受け入れ意向を示し、広域連合に受け入れ依頼を行う場合には、別途協議の上受け入れを行うこととし、この場合、義援物資とそれ以外の物資は別の場所で管理するなど区分を明確にする。また、混載の禁止、内容の表示、受け入れ先の指定がある場合はそれを厳守するなどの送り手側が守るべきルールについても、周知・徹底を図る。

〈参考〉東北地方における災害に強い物流システム構築に関する協議会
「3つの送り手側のルール」

- 個人支援物資は、被災自治体には直接送らず、被災地外の自治体、NPO、企業（支援物資集約団体）が募集し、集約して送付する。
- 支援物資集約団体は、被災自治体に提供可能な物資の内容と量及びその時期を連絡し、被災自治体から要望のあった物資のみを送付する。
- 支援物資集約団体は、支援物資を混載せず、1箱に同一の品目で仕分け及び梱包し、箱の内容及び量が分かるように明細表を貼付して送付する。

（3）0次物資拠点機能の移管

0次物資拠点は被災府県の1次物資拠点の代替施設としての役割を担うこととしているが、1次物資拠点の性質を鑑み、可能な限り早期に被災地近傍に拠点を確保し、0次物資拠点機能を移管するよう努める。

4 国の関係機関との調整

(1) 緊急災害対策本部との調整

国によるプッシュ型支援の受け入れ調整にあたっては、被災府県を通じて、関係機関と調整を図る。

省 庁	調整内容
緊急災害対策本部	・被災府県を窓口として、関係省庁（農林水産省、経済産業省、厚生労働省、消防庁、国土交通省）と調整
国土交通省 近畿運輸局	・民間倉庫等の利用調整 ・海上輸送拠点（堺2区基幹的広域防災拠点）の利用調整
国土交通省 近畿地方整備局	・海上輸送拠点（堺2区基幹的広域防災拠点）の管理

なお、プル型支援に移行してからも、被災府県は、物資のニーズを迅速に取りまとめ、国を通じて調達する物資について、緊急災害対策本部と連携を図りながら物資の受け入れを行う。

特に、0次物資拠点での物資受け入れについて、被災府県は国との調整を行い、円滑な受け入れ、搬送ができるよう留意する。

【参考】プッシュ型支援物資関係省庁

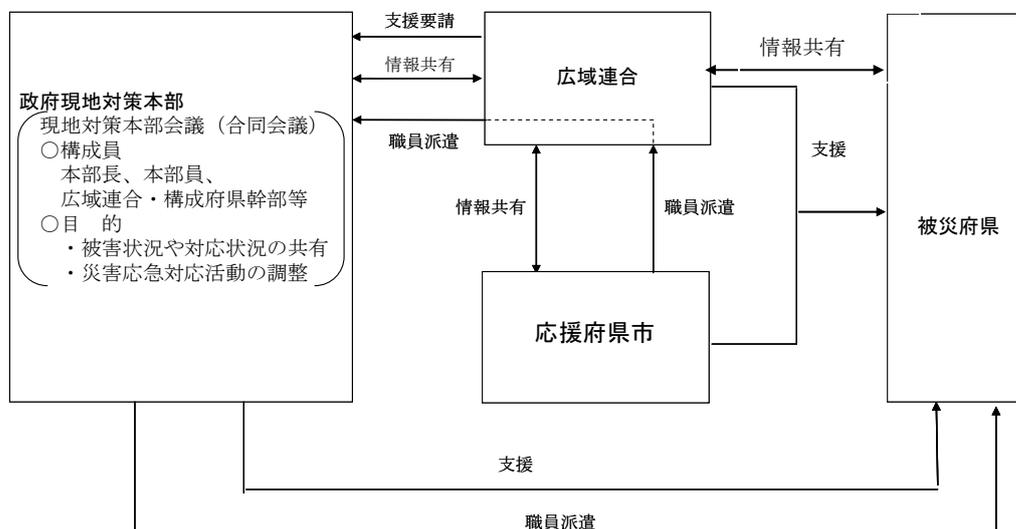
品目	物資関係省庁	調達先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
育児用調製粉乳	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
第5章 物資調達に係る計画 より関係部分を抜粋

(2) 政府現地対策本部との連携体制

0次物資拠点で国のプッシュ型支援を受け入れる場合は、政府現地対策本部へ広域連合及び応援府県市から職員を派遣し、情報収集・情報共有等を行う。

〈政府現地対策本部との連携体制イメージ〉



(3) 堺2区基幹的広域防災拠点との調整

国においては、大規模災害発生時に救援物資の中継基地や被災地支援隊のベースキャンプ、あるいはヘリによる災害医療支援の拠点として活用するため、堺泉北港に堺2区基幹的広域防災拠点を整備している（H24.4供用開始）。

広域連合は、大規模広域災害時の国のプッシュ型支援の受け入れについて、0次物資拠点・堺2区基幹的広域防災拠点と連携を図りながら、被災者に円滑かつ迅速に救援物資が届くよう、国の関係機関と調整を行う。

Ⅳ 0次物資拠点の運営に係る留意点

- ・ チルド輸送が必要な物資は、物流事業者のチルド倉庫が使用できる場合のみ取り扱うこととする。
- ・ 0次物資拠点における義援物資の受付や救援物資の直接配布は、0次物資拠点の運営を阻害することになりかねないため、対応しないこととし、0次物資拠点の場所等はなるべく明らかにしないよう、報道対応等の際は十分留意する。
- ・ 災害時に円滑な対応を行うためには、平時から防災訓練等による対応力の向上が不可欠であることから、広域応援訓練等を繰り返し実施する。
- ・ 国・構成団体・民間事業者等、0次物資拠点運営における関係者との「顔の見える関係」を築くことが重要であることから、関西災害時物資供給協議会等を活用してゆるやかな連携関係を構築する。

V 経費負担

1 考え方

原則として、0次物資拠点の設置を要請した被災府県が、0次物資拠点の開設に要した経費を負担する。0次物資拠点を設置するため、民間物流事業者（トラック協会、倉庫協会及び物流事業者等）の協力を得た場合の経費も、被災府県が負担する0次物資拠点の開設に要した経費に含むものとする。

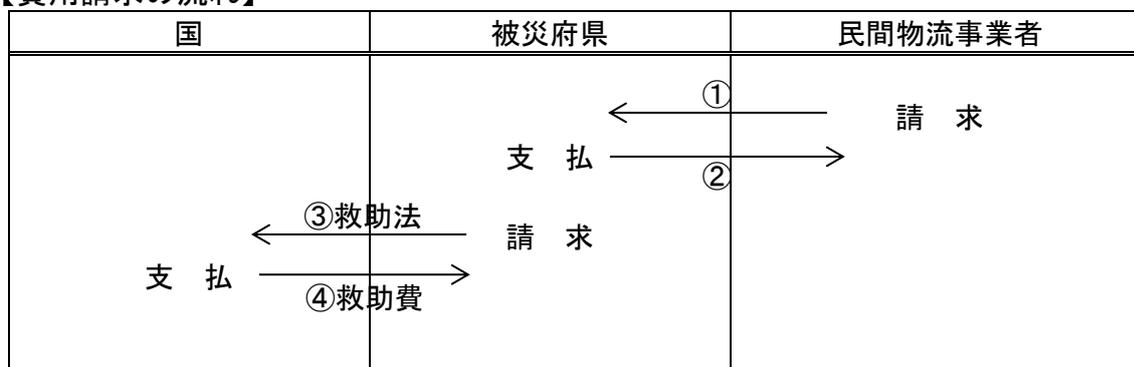
また、陸上競技場等を0次物資拠点として使用した後、元の施設として使用を再開するにあたり、0次物資拠点として使用したことにより原状復旧の経費が発生する場合や、営業休止補償等0次物資拠点の運営に起因する費用等は、被災府県が負担するものとする。

2 費用請求の流れ

費用請求の流れについては、民間物流事業者が直接被災府県へ費用請求を行い、被災府県から支払いを行う。0次物資拠点の存する府県が、0次物資拠点の運営のために民間物流事業者への協力要請を行った場合であっても、同様に取り扱う。

なお、0次物資拠点の運営に関する経費が、災害救助法の救助費と認められるときは、被災府県は、国に災害救助法の手続きを行う。

【費用請求の流れ】



※ やむを得ず、応援府県が応援に要した経費を繰替支弁した場合には、その額を被災府県に請求する。

3 複数の被災府県が1つの0次物資拠点を使用した場合

なお、0次物資拠点を複数の被災府県の広域物資拠点として使用した場合は、使用物量割合に応じて協議の上、それぞれの被災府県が0次物資拠点を運営した府県に対して経費を負担する。

〈〇次拠点運営に係る参考文献〉

- 関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築について（報告）（関西広域連合）
- 広域物資拠点開設・運営ハンドブック（国土交通省総合政策局物流政策課）
- 三木全県広域防災拠点運営要領（兵庫県）
- 物資調達・輸送調整等支援システム操作説明資料（内閣府（防災担当））
- 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（H29. 2. 23）
（中央防災会議幹事会）
- 首都直下型地震時の国土交通省即応型災害支援物資輸送マニュアル（第1版）
（首都直下地震時の即応型災害支援物資輸送計画検討会）

參考資料

【参考1】0次物資拠点にかかる今後の方針（案）

今回策定する「基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）運用マニュアル」では、三木総合防災公園を0次物資拠点候補と位置付け、具体的な運用オペレーションを示したが、今後各構成府県が所有する1次物資拠点のうち0次物資拠点として活用できる機能を有する拠点についても0次物資拠点として開設できるよう、調整・検討を行っていく。

検討にあたっては、被害想定結果等を踏まえ、様々な災害が発生したときに対応できるよう、府県が所有する1次物資拠点の0次物資拠点候補の拡充を図り、広域物資拠点のネットワーク化をめざす。

1 海溝型地震

（1）南海トラフ巨大地震

開設検討する1次物資拠点	場所	スペック	備考
三木総合防災公園 (三木広域物資拠点)	兵庫県三木市	面積：陸上競技場 22,000 m ² 備蓄倉庫 5,000 m ² ビーンストーム 16,000 m ²	マニュアル作成済み
山城総合運動公園	京都府宇治市	面積：(屋内)3,318 m ² (屋外)108,085 m ²	今後、調整・検討
北部広域防災拠点	大阪府吹田市	延床面積：2,030 m ² 建築面積：1,070 m ²	
県営競輪場	奈良県奈良市	面積：18,925 m ²	

2 近畿圏直下型地震

（1）生駒断層帯地震

開設検討する1次物資拠点	場所	スペック	備考
三木総合防災公園 (三木広域物資拠点)	兵庫県三木市	面積：陸上競技場 22,000 m ² 備蓄倉庫 5,000 m ² ビーンストーム 16,000 m ²	マニュアル作成済み
県立和歌山ビッグホール	和歌山県和歌山市	面積：アリーナ 3,282 m ² 軽運動場 420 m ² アリーナ床荷重：5t/m ²	今後、調整・検討
鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	徳島県鳴門市	面積：200,000 m ² (屋内外)	

（2）上町断層帯地震

開設検討する1次物資拠点	場所	スペック	備考
三木総合防災公園 (三木広域物資拠点)	兵庫県三木市	面積：陸上競技場 22,000 m ² 備蓄倉庫 5,000 m ² ビーンストーム 16,000 m ²	マニュアル作成済み
県立和歌山ビッグホール	和歌山県和歌山市	面積：アリーナ 3,282 m ² 軽運動場 420 m ² アリーナ床荷重：5t/m ²	今後、調整・検討
県営競輪場	奈良県奈良市	面積：18,925 m ²	

(3) 中央構造線断層帯地震

開設検討する1次物資拠点	場所	スペック	備考
三木総合防災公園 (三木広域物資拠点)	兵庫県三木市	面積：陸上競技場 22,000 m ² 備蓄倉庫 5,000 m ² ビーンストーム 16,000 m ²	マニュアル作成 済み
山城総合運動公園	京都府宇治市	面積：(屋内)3,318 m ² (屋外)108,085 m ²	今後、調整・検討
北部広域防災拠点	大阪府吹田市	延床面積：2,030 m ² 建築面積：1,070 m ²	

(4) 山崎断層帯地震

開設検討する1次物資拠点	場所	スペック	備考
中部広域防災拠点	大阪府八尾市	延床面積：10,086 m ² 建築面積：5,180 m ²	今後、調整・検討
県立和歌山ビッグホエール	和歌山県和歌山市	面積：アリーナ 3,282 m ² 軽運動場 420 m ² アリーナ床荷重：5t/m ²	
鳴門総合運動公園陸上 競技場バックスタンド	徳島県鳴門市	面積：200,000 m ² (屋内外)	

(5) 花折断層帯地震

開設検討する1次物資拠点	場所	スペック	備考
三木総合防災公園 (三木広域物資拠点)	兵庫県三木市	面積：陸上競技場 22,000 m ² 備蓄倉庫 5,000 m ² ビーンストーム 16,000 m ²	マニュアル作成 済み
中部広域防災拠点	大阪府八尾市	延床面積：10,086 m ² 建築面積：5,180 m ²	今後、調整・検討
県立和歌山ビッグホエール	和歌山県和歌山市	面積：アリーナ 3,282 m ² 軽運動場 420 m ² アリーナ床荷重：5t/m ²	

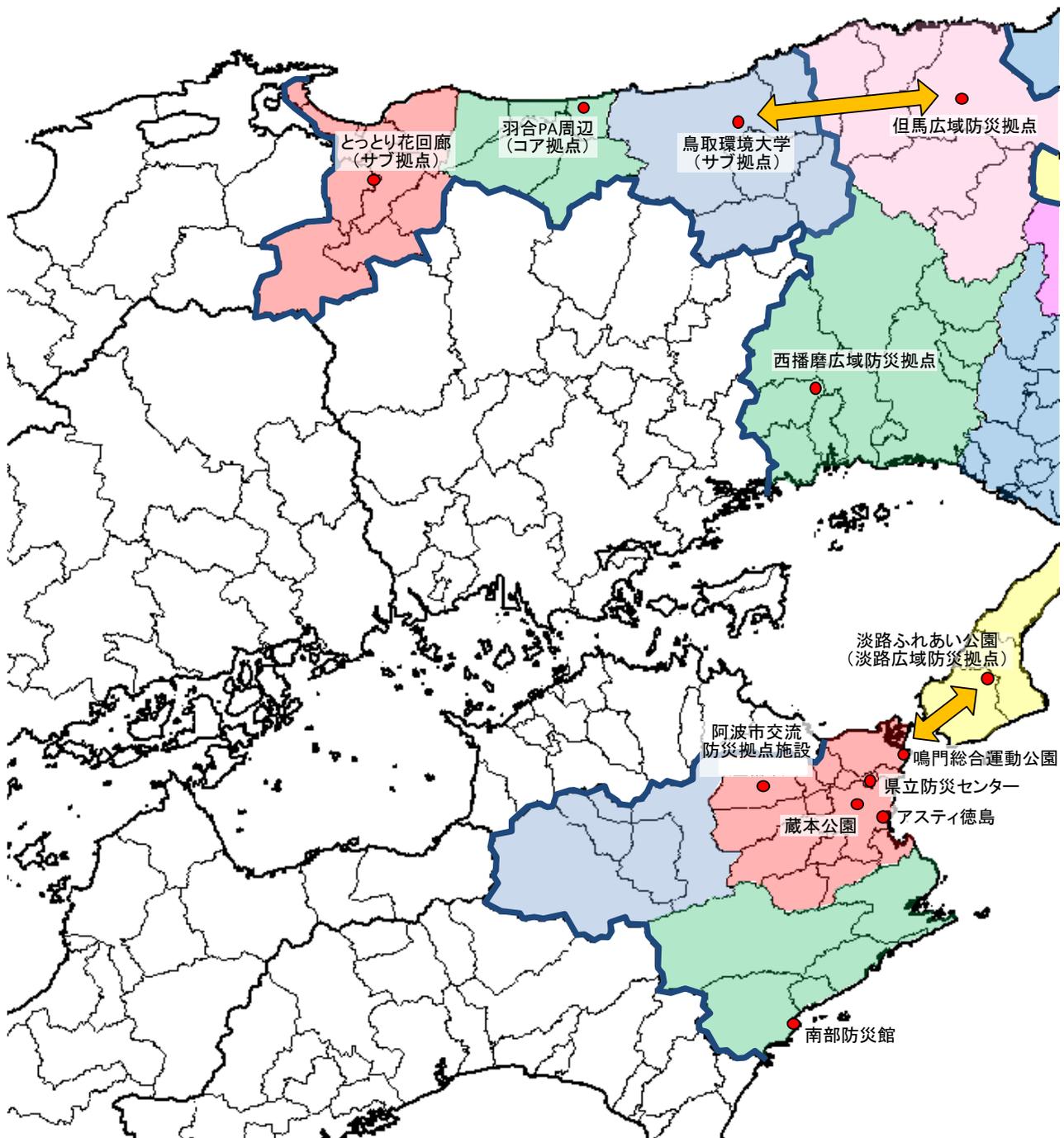
【参考2】0次物資拠点開設タイムライン（例）

発災からの時間	実施機関	内容
—	—	・災害発生
発災直後	被災府県	・1次物資拠点の被災状況等の確認
3時間後	被災府県→広域連合	・0次物資拠点の開設要請
	広域連合→0次物資拠点の存する府県	・0次物資拠点の開設調整
	広域連合→被災府県、0次物資拠点の存する府県、その他の応援府県市	・0次物資拠点の開設を連絡
4時間後	0次物資拠点の存する府県	・0次物資拠点の開設
	被災府県	・0次物資拠点に運営責任者及び連絡員を派遣
	0次物資拠点の存する府県→倉庫協会、トラック協会、民間物流事業者	・0次物資拠点へのアドバイザーの派遣依頼、調整
	0次物資拠点の存する府県→トラック協会等	・0次物資拠点からの物資輸送協力依頼
	被災府県→緊急災害対策本部	・プッシュ型支援の受け入れ先を調整
	広域連合→被災府県、0次物資拠点の存する府県、その他の応援府県	・0次物資拠点運営要員の派遣調整
5時間後	広域連合→被災府県、0次物資拠点の存する府県、その他の応援府県	・0次物資拠点運営要員に係る応援計画の作成、連絡
	0次物資拠点の存する府県	・0次物資拠点の運営にあたる職員の招集 ・フォークリフト及びフォークリフト運転手の確保 ・情報通信手段の確保 ・被災状況及び交通情報等の把握 ・0次物資拠点敷地内の動線確保
	0次物資拠点の存する府県→所管警察署	・0次物資拠点周辺の通行制限の依頼、調整
	被災府県	・義援物資に係る広報の実施
	被災府県、他の応援府県市→0次物資拠点の存する府県	・0次物資拠点運営要員の派遣
4日目以降	緊急災害対策本部→被災府県(0次物資拠点)	・国のプッシュ型支援物資の受け入れ

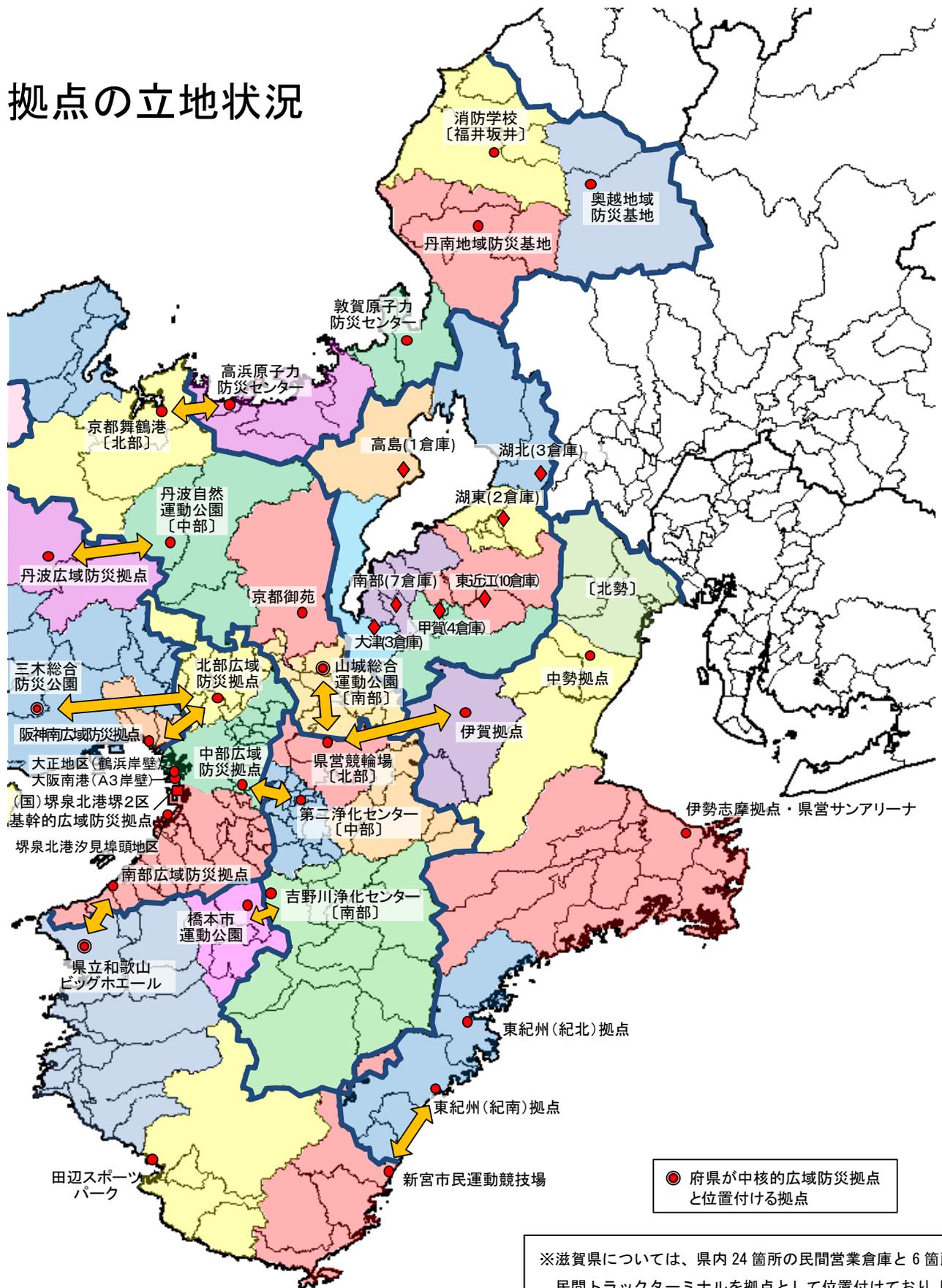
【参考3】0次物資拠点関係機関連絡先リスト

機関名		担当課	電話番号	
自治体関係	関西広域連合	広域防災局広域企画課	就業時間内	078-362-9806
			夜間	078-362-9900(宿日直)
	兵庫県	災害対策局災害対策課	就業時間内	078-362-9982
			夜間	078-362-9900(宿日直)
	滋賀県	防災危機管理局	就業時間内	077-528-3438
			夜間	077-528-1377(宿日直)
	京都府	防災消防企画課	就業時間内	075-414-4466
			夜間	075-414-4475(宿日直)
	大阪府	防災企画課	就業時間内	06-6944-6287
			夜間	06-6944-6021、6022 (宿日直)
	奈良県	防災統括室	就業時間内	0742-27-8425
			夜間	0742-27-8944(宿日直)
	和歌山県	危機管理・消防課	就業時間内	073-441-2273
			夜間	073-441-3300(宿日直)
	徳島県	危機管理政策課	就業時間内	088-621-2713
			夜間	088-621-2057(宿日直)
鳥取県	危機管理政策課	就業時間内	0857-26-7894	
		夜間	0857-26-7894(宿日直)	
福井県	危機対策・防災課	就業時間内	0776-20-0308	
		夜間	0776-20-0742(宿日直)	
三重県	災害対策課	就業時間内	059-224-2189	
		夜間	059-224-2189(宿日直)	
三木総合防災公園	兵庫県広域防災センター	就業時間内	0794-87-2920	
		夜間	—	
国	内閣府	災害緊急事態対処担当	就業時間内	03-3502-6047
			夜間	—
	近畿運輸局	交通政策部環境・物流課	就業時間内	06-6949-6410
			夜間	—
	近畿地方整備局	港湾空港防災・危機管理課	就業時間内	078-391-3101
			夜間	—

関西府県の広域物資



拠点の立地状況



関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築について(報告)より